

2024 年度 兵庫県立三田祥雲館高等学校

育友会・教育振興会 定期総会議案書

議 事

【第 1 号議案】

- 1 2023年度 育友会活動報告(全体)について (p.2)
- 2 2023年度 育友会活動報告(専門部)について (p.3-4)
- 3 2023年度 育友会会計等決算報告について (p.5-6)
- 4 2023年度 育友会会計等監査報告について (配布)

【第 2 号議案】

- 1 2023年度 教育振興会活動報告について (p.7)
- 2 2023年度 教育振興会・教育活動支援基金会計決算報告について (p.8)
- 3 2023年度 教育振興会・教育活動支援基金会計監査報告について (配布)

【第 3 号議案】

- 1 2024年度 育友会及び教育振興会役員選出(案)について (配布)
- 2 2024年度 育友会専門部員報告について (配布)

【第 4 号議案】

- 1 2024年度 育友会活動計画(案)について (p.9)
- 2 2024年度 育友会会計等予算(案)について (p.10-11)

【第 5 号議案】

- 1 2024年度 教育振興会活動計画(案)について (p.12)
- 2 2024年度 教育振興会会計予算(案)について (p.13)
- 3 2024年度 教育活動支援基金会計予算(案)について (p.14)

【第 6 号議案】

- 1 教育振興会会則 改正について (p.15)
- 2 育友会細則 改正について (p.16)

【参考資料】

- ・育友会会則・細則・規定
- ・教育振興会会則

【第1号議案—1】

2023年度 育友会活動報告（全体）

育友会活動は、兵庫県立三田祥雲館高等学校育友会会則第3条の事業に位置付けられています。

3月 26日（日）	新旧役員引継ぎ会
4月 21日（金）	合同委員会
26日（水）	第1回役員会
5月 12日（金）	2023年度育友会・教育振興会総会
	第1回専門部会
31日（水）	第2回役員会
6月 3日（土）	市内県立四校役員会
7日（水）	国際交流協会役員会
14日（水）	第1回運営委員会
17日（土）	祥雲祭出店
28日（水）	第3回役員会
7月 5日（水）	学校評議員会
7月 22日（土）	第1回美化活動
8月 26日（土）	学園夏祭り出店
30日（水）	第4回役員会
9月 13日（水）	第2回運営委員会
27日（水）	第5回役員会
10月 11日（水）	第3回運営委員会
25日（水）	第6回役員会
28日（土）	第2回美化活動
11月 2日（木）～8日（水）	臨時総会(Web)
11月 5日（日）	前期会計監査
20日（水）	第30回市内四校交流会
29日（水）	第7回役員会
12月 13日（水）	第8回役員会
1月 17日（水）	第9回役員会
2月 21日（水）	第10回役員会
27日（火）	学校評議員会
28日（水）	卒業式予行
29日（木）	卒業式
3月 6日（水）	第7回運営委員会
18日（月）	第11回役員会
22日（金）	合格者説明会
30日（土）	新旧役員引継ぎ会
4月 8日（月）	入学式
13日（土）	後期会計監査

【第1号議案—2】

2023年度 育友会活動報告（専門部）

専門部は、兵庫県立三田祥雲館高等学校育友会会則第7条に位置付けられています。

〈進路・人権学習部〉

5月 12日(金)	第1回部会
6月 15日(木)	第2回部会
7月 21日(金)	国立大学合同説明会 第3回部会
8月 20日(日)	三田幸せプロジェクト
9月 2日(土)	進路後援会「情報で支える大学入試」
11月 8日(水)	人権教育後援会「SNSにおける人権について考える」

〈生活厚生部〉

4月 27日(木)	ウッディカルチャータウン青少年健全育成連絡協議会
5月 12日(金)	第1回部会
25日(木)	ウッディカルチャータウン青少年健全育成連絡協議会
6月 6日(火)	登校指導
26日(月)	登校指導
29日(木)	ウッディカルチャータウン青少年健全育成連絡協議会
7月 7日(金)	登校指導
10日(月)	登校指導
18日(火)	フラワータウン PTA 育友会連絡協議会
27日(木)	ウッディカルチャータウン青少年健全育成連絡協議会
8月 31日(木)	ウッディカルチャータウン青少年健全育成連絡協議会
9月 7日(木)	登校指導
27日(水)	登校指導
28日(木)	ウッディカルチャータウン青少年健全育成連絡協議会
10月 4日(火)	登校指導
19日(木)	ウッディカルチャータウン青少年健全育成連絡協議会
11月 30日(木)	ウッディカルチャータウン青少年健全育成連絡協議会
12月 14日(木)	ウッディカルチャータウン青少年健全育成連絡協議会
1月 25日(木)	ウッディカルチャータウン青少年健全育成連絡協議会
2月 1日(木)	フラワータウン PTA 育友会連絡協議会
22日(木)	ウッディカルチャータウン青少年健全育成連絡協議会
3月 21日(木)	ウッディカルチャータウン青少年健全育成連絡協議会

〈国際交流・研修部〉

5月 12日(金)	第1回部会
5月 20日(土)	第2回部会
9月 21日(木)	第3回部会
14日(土)	研修バス旅行(淡路島)

〈広報部〉

5月 12日(金)	第1回部会
6月 16日(土)	祥雲祭取材
17日(日)	祥雲祭取材
7月 18日(火)	広報誌「SHOUN」62号発行
10月 4日(水)	体育大会取材
12月 20日(木)	広報誌「SHOUN」63号発行
2月 26日(月)	広報誌「SHOUN」64号発行(最終号)

〈選考委員会〉

11月 8日(水)	2024年度役員選考案内文用原稿を学校へ依頼
10日(金)	2024年度役員選考案内文配布
25日(土)	2024年度役員選考作業開始
1月 17日(水)	2024年度役員候補決定

【第1号議案—3】

2023年度 育友会 会計等決算報告(決算書)

育友会会計は、兵庫県立三田祥雲館高等学校育友会会則第20条により、本会経費は、会費、寄附金、及びその他の収入をもって充てるとなっています。

同会則第2条の目的達成のため、創意工夫を凝らして取り組んできました。

活動は見直しを行い、会計執行もその中で成果を果たすことができました。具体的な収支決算は次のとおりです。

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	収入額	差額	摘要
繰越金	370,492	370,492	0	
会費	4,521,240	4,421,830	△ 99,410	月額570円(転学、兄弟姉妹在籍で免除有)×12か月×657名
雑収入	0	17,660	17,660	
合計	4,891,732	4,809,982	△ 81,750	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	支出額	差額	摘要	
運営費	会議費	10,000	8,444	1,556	合同委員会・運営委員会等
	負担金	70,000	60,035	9,965	県・全国高P連会費、県P連事務局運営費、全国高P連新聞購読料等
	事務費	230,000	214,603	15,397	文具、用紙代、通信費、振込手数料、インターネット利用料等
	印刷費	150,000	180,302	△ 30,302	総会資料代、印刷代、コピー機保守料、コピー代等
	旅費	150,000	105,399	44,601	交通費等
	慶弔費	70,000	27,379	42,621	香典、供花、等
	渉外費	50,000	44,699	5,301	四校交流会等
	小計	730,000	640,861	89,139	
活動費	役員会	10,000	6,128	3,872	会議費等
	進路・人権学習部	140,000	41,745	98,255	進路講演会、人権教育講演会等
	生活厚生部	40,000	0	40,000	
	国際交流・研修部	280,000	180,868	99,132	研修バス旅行
	広報部	260,000	306,900	△ 46,900	広報紙NO.62, 63, 64発行 予算では、2回発行の予定でしたが、広報部さんの活躍により、3回発行いたしました
	選考委員会	50,000	7,887	42,113	役員選考の通話代
小計	780,000	543,528	236,472		
諸活動援助費	諸活動	600,000	257,219	342,781	美化活動、臨時駐車場案内員費、楽々利用料、諸活動援助
	卒業行事	1,100,000	1,169,473	△ 69,473	卒業記念品
	小計	1,700,000	1,426,692	273,308	
記念事業積立金	140,000	140,000	0	記念事業及び特別事業	
教育活動支援基金積立	0	0	0	教育支援活動基金積立へ振替	
事務局費	1,100,000	750,446	349,554	事務局光熱水費・労働保険事務委託手数料・事務職員給与等 途中、事務員の交代があり、事務員不在の期間があったため、当初予算より減額となっています	
備品費	10,000	3,595	6,405	事務局備品費等	
予備費	431,732	0	431,732		
合計	4,891,732	3,505,122	1,386,610		

収入総額 4,809,982 円

支出総額 3,505,122 円

残額 1,304,860 円 [2024年度予算へ繰越]

2023年度 記念事業及び特別事業積立金 特別会計 決算報告

記念事業については、10年ごとの節目で実施してきており、次回学校創立30周年に合わせ、記念事業を実施していくこととなりますので、年度ごとに積み立てていきます。具体的な決算は次のとおりです。

積立金

(単位:円)

項目	予算額	収入額	差額	摘要
繰越金	2,226,256	2,226,256	0	
育友会会計より繰入	140,000	140,000	0	記念事業及び特別事業等積立
雑収入	0	20	20	預金利息
合計	2,366,256	2,366,276	20	

2023年度 育友会教育活動支援基金 決算書

2023年度は、必要な活動に対し支援を検討し、実施しました。今後も、教育活動に対し支援していくため、検討し実施していきます。具体的な内容は次のとおりです。

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	収入額	差額	摘要
繰越金	5,628,569	5,628,569	0	
育友会会計より繰入	0	0	0	
教育振興会会計より繰入	0	0	0	
雑収入	0	47	47	預金利息
合計	5,628,569	5,628,616	47	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	支出額	差額	摘要
教育活動支援費	200,000	330,220	△ 130,220	学校花壇改修工事費
国際交流協会活動支援費	0	0	0	
予備費	5,509,542	0	5,509,542	
合計	5,709,542	330,220	5,379,322	

収入総額 5,628,616 円

支出総額 330,220 円

残額 5,298,396 円

[2024年度予算へ繰越]

【第2号議案—1】

2023年度 教育振興会活動報告

教育振興会活動は、兵庫県立三田祥雲館高等学校育友会会則第3条の事業に位置付けられています。

3月 26日(日)	新旧役員引継ぎ会
4月 26日(水)	第1回役員会
5月 10日(水)	プール用殺菌消毒剤購入
12日(金)	2023年度育友会・教育振興会総会
22日(月)	チアリーディング部支援
31日(水)	第2回役員会
6月 19日(月)	進路後援会支援
28日(水)	第3回役員会
7月 14日(金)	国立大学合同説明会支援
19日(水)	第76回陸上競技近畿地区予選支援
8月 30日(水)	第4回役員会
9月 20日(水)	進路後援会支援
27日(水)	第5回役員会
10月 25日(水)	第6回役員会
11月 5日(日)	前期会計監査
8日(水)	第7回近畿高等学校新人水泳競技大会出場支援
29日(水)	第7回役員会
12月 13日(水)	グラウンド用塩化マグネシウム購入
	第8回役員会
1月 10日(水)	学校花壇改修工事
17日(水)	第9回役員会
2月 21日(水)	第10回役員会
3月 6日(水)	第7回運営委員会
18日(月)	第11回役員会
30日(土)	新旧役員引継ぎ会
4月 13日(土)	後期会計監査

その他年間を通じ、進路図書・書籍・部活支援・学習支援等を行っています。

【第2号議案—2】

2023年度 教育振興会 会計決算報告(決算書)

教育振興会・教育活動支援基金会計は、兵庫県立三田祥雲館高等学校教育振興会会則第15条により、本会経費は、会費、寄附金、及びその他の収入をもって充てられています。

同会則第2条の目的達成のため、学校活動、教育振興への支援に寄与することとして、会計執行においても創意工夫を凝らして取り組んできました。

<教育振興会>

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	収入額	差額	摘要
繰越金	628,027	628,027	0	
会費	3,410,760	3,340,240	△ 70,520	月額430円(留学、兄弟姉妹在籍で免除有)
雑収入	0	17	17	預金利息
合計	4,038,787	3,968,284	△ 70,503	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	支出額	差額	摘要	
運営費	会議費	30,000	0	30,000	会議費等
	事務費	10,000	0	10,000	振込手数料
	小計	40,000	0	40,000	
援助費	部活動充実支援費	1,200,000	1,269,031	△ 69,031	各活動備品等
	大会参加支援費	500,000	145,049	354,951	近畿・全国大会旅費補助
	図書充実支援費	900,000	871,252	28,748	
	学習支援費	400,000	333,575	66,425	祥雲賞、講演会等
	小計	3,000,000	2,618,907	381,093	
備品費	30,000	0	30,000		
助成金	700,000	700,000	0	国際交流協会へ助成金	
教育活動支援基金積立	0	0	0	教育活動支援基金へ振替	
予備費	268,787	110	268,677		
合計	4,038,787	3,319,017	719,770		

収入総額 3,968,284 円

支出総額 3,319,017 円

残額 649,267 円

[2024年度予算へ繰越]

【第 4 号議案—1】

2024 年度 育友会活動計画—(案)—

育友会活動は、兵庫県立三田祥雲館高等学校育友会会則第 3 条の事業に位置付けられています。

1. 本部
 - ・祥雲祭への参加
 - ・市内県立四校交流会への参加
 - ・校内美化活動、PTCA 活動の実施
 - ・高等学校 PTA 連合会への協力

2. 選考部
 - ・役員等の選考

2024年度 育友会会計等予算（案）

育友会会計は、兵庫県立三田祥雲館高等学校育友会会則第20条により、本会経費は、会費、寄附金、及びその他の収入をもって充てるとなっています。

同会則第2条の目的達成のため、予算執行においても創意工夫を凝らして取り組んでいきます。

具体的な予算案は次のとおりです。

収入の部

(単位:円)

項目	前年度予算額	前年度収入額	本年度予算額	摘要
繰越金	370,492	370,492	1,304,860	
会費	4,521,240	4,421,830	4,230,000	月額500円(転学、兄弟姉妹在籍で免除あり)×12か月×705名(4月1日現在の生徒予定数) 前年度月額570円→今年度500円に変更
雑収入	0	17,660	0	預貯金利息等
合計	4,891,732	4,809,982	5,534,860	

支出の部 (注1)

(単位:円)

項目	前年度予算額	前年度支出額	本年度予算額	摘要	
運営費	会議費	10,000	8,444	100,000	2024年度、県P連担当のため増額
	負担金	70,000	60,035	70,000	県・全国高P連会費、県P連事務局運営費、全国高P連新聞購読料等
	事務費	230,000	214,603	200,000	文具、用紙代、通信費、振込手数料、インターネット利用料等
	印刷費	150,000	180,302	60,000	印刷代、コピー機保守料、コピー代等 議案書の印刷をやめるため減額しました
	旅費	150,000	105,399	150,000	交通費等
	慶弔費	70,000	27,379	70,000	香典、供花等
	渉外費	50,000	44,699	50,000	四校交流会等
	小計	730,000	640,861	700,000	
活動費	役員会	10,000	6,128	10,000	会議費等
	進路・人権学習部	140,000	41,745	0	(注2)
	生活厚生部	40,000	0	0	(注2)
	国際交流・研修部	280,000	180,868	0	(注2)
	広報部	260,000	306,900	0	(注2)
	選考部	50,000	7,887	50,000	通信費
	小計	780,000	543,528	60,000	
諸活動援助費	諸活動	600,000	257,219	600,000	美化活動、ラクメ利用料、諸活動援助等
	卒業行事	1,100,000	1,169,473	1,400,000	卒業記念品 証書ホルダー等 今年度は、1クラス増のため増額
	小計	1,700,000	1,426,692	2,000,000	
PTA団体保険			70,500	(注3)	
記念事業積立金	140,000	140,000	100,000	記念事業及び特別事業	
教育振興会へ繰出			300,000	子どもたちへのさらなる支援のため	
事務局費	1,100,000	750,446	800,000	事務局光熱水費・労働保険事務委託手数料・事務局員給与(注4)	
備品費	10,000	3,595	150,000	事務局備品費等	
予備費	431,732	0	1,354,360		
合計	4,891,732	3,505,122	5,534,860		

(注1) 各支出項目については役員会の了承のもと、他の支出項目に流用する場合があります。

(注2) 各部廃止に伴い、予算はつけていません。

(注3) 今年度より、学校で集めていた1世帯100円の保険料を育友会費より払うことにさせていただきます。

(注4) 育友会活動の見直し、電子決済導入に伴い、事務局員の勤務形態を見直しました。

2024年度 記念事業及び特別事業積立金 特別会計 (案)

記念事業については、10年毎の節目で実施してきており、次回学校創立30周年に合わせ、記念事業を実施していくこととなりますので、年度毎に積み立てていきます。具体的な予算案は次のとおりです。

積立金

(単位:円)

項 目	前年度予算額	前年度収入額	本年度予算額	摘 要
繰 越 金	2,226,256	2,226,256	2,366,276	
育友会会計より繰入	140,000	140,000	100,000	記念事業及び特別事業等積立
雑 収 入	0	20	0	預金利息
合 計	2,366,256	2,366,276	2,466,276	

【第 5 号議案—1】

2024 年度 教育振興会活動計画—(案)—

教育振興会活動は、兵庫県立三田祥雲館高等学校教育振興会会則第 3 条の事業に位置付けられています。

1. 学習・研修等についての支援を行う。
 - (1) 探究活動の援助
 - (2) 大学説明会開催支援
 - (3) 祥雲賞の表彰
 - (4) 性教育、健康教育後援会の援助 等

2. 部活動についての援助を行う。
 - (1) 大会参加費、旅費の援助
 - (2) プール、グラウンドの維持管理の援助
 - (3) 備品の援助 等

3. 図書館の蔵書の支援を行う。
 - (1) 進路書籍の購入
 - (2) 書籍、雑誌の購入 等

4. 国際交流の活動を援助する。

5. その他、教育活動を円滑に行うための援助を行う。

【第5号議案—2】

2024年度 教育振興会会計予算（案）

教育振興会会計は、兵庫県立三田祥雲館高等学校教育振興会会則第15条により、本会経費は、会費、寄附金、及びその他の収入をもって充てるとなっています。

同会則第2条の目的達成のため、学校活動、教育振興への支援に寄与することとして、会計執行においても創意工夫を凝らして取り組んでいきます。具体的な予算案は次のとおりです。

収入の部

(単位:円)

項目	前年度予算額	前年度収入額	本年度予算額	摘要
繰越金	628,027	628,027	1,337,064	教育振興会649,267円 国 際交流協会より687,797円 (注2)
会費	3,410,760	3,340,240	4,230,000	月額500円×12ヶ月×705名(4月1日現在の生徒予定数) 前年度月額430円→今年度500円に変更
育友会より繰入			300,000	さらに子どもたちへの支援をするため、繰入させていただきます
同窓会助成金			200,000	国際交流の支援金として、これまでも国際交流協会に支援していただいていた。今年度以降も、国際交流支援にあてさせていただきます。(注2)
雑収入	0	17	0	預金利息等
合計	4,038,787	3,968,284	6,067,064	

支出の部 (注1)

(単位:円)

項目	前年度予算額	前年度支出額	本年度予算額	摘要	
運営費	会議費	30,000	0	0 (注3)	
	事務費	10,000	0	0 (注3)	
	小計	40,000	0	0	
援助費	部活動充実支援費	1,200,000	1,269,031	1,500,000	各部活動、備品支援費
	大会参加支援費	500,000	145,049	500,000	近畿・全国大会旅費補助
	図書充実支援費	900,000	871,252	1,000,000	書籍等
	学習支援費	400,000	333,575	500,000	祥雲賞、進路講演会、人権講演会等
	国際交流支援費			1,500,000	国際交流支援等 円安等の影響により増額 (注2)
	小計	3,000,000	2,618,907	5,000,000	
備品費	30,000	0	0	(注3)	
助成金	700,000	700,000	0	国際交流協会へ (注2)	
教育活動支援基金積立金	0	0	0		
予備費	268,787	110	1,067,064		
合計	4,038,787	3,319,017	6,067,064		

(注1) 各支出項目については役員会の了承のもと、他の支出項目に流用する場合があります。

(注2) 2024年度より、国際交流協会を解散し、教育振興会にて、会計・予算を一本化させていただきます。

国際交流協会は、教育振興会と同窓会からの助成金で運営していた組織です。前年度支出額¥1,025,553

(注3) 2024年度より、育友会にて会計・予算を一本化するため予算の計上はありません

2024年度 教育活動支援基金 会計予算 (案)一

2013年に立ち上げた教育活動支援基金に加え、コロナ禍等やむを得ない理由により育友会活動が実施できなかった時の育友会費の一部を基金として積み立て、育友会教育活動支援基金会計として運用していました。

しかし、支給対象は、生徒会活動や学校の維持管理等で、通常の経費では賄うことができない事案であり、教育活動への支援が主な目的であるため、24年度より名称から育友会をはずしました。教育振興会の予算では賄いきれない事案を検討し、支援を実施いたします。

収入の部

(単位:円)

項 目	前年度予算額	前年度収入額	本年度予算額	摘 要
繰 越 金	5,628,569	5,628,569	5,298,396	
育友会会計より繰入	0	0	0	
教育振興会会計より繰入	0	0	0	
雑 収 入	0	47	0	預金利息等
合 計	5,628,569	5,628,616	5,298,396	

支出の部 (注1)

(単位:円)

項 目	前年度予算額	前年度支出額	本年度予算額	摘 要
教育活動支援費	200,000	330,220	500,000	生徒のボランティア活動、学校の維持管理費等
予 備 費	5,509,542	0	4,798,396	
合 計	5,709,542	330,220	5,298,396	

(注1) 予算はあくまでも目安であり、教育振興会の予算では賄いきれない事案が出てきた場合のみ、役員会で協議し決定いたします。

【第 6 号議案—1】

教育振興会会則改正について

2023 年 11 月に改正いたしました育友会会則に関連する、教育振興会会則の下記の項目についての改正をおこないます。内容は学級委員の廃止、専門部の設置、本部役員構成人数と名称の変更、です。

教育振興会会則改正案の新旧対照表

改正案	現会則	備考欄
<p>(本部役員) 第 5 条 本会には次の本部役員を置く。 <u>但し、人数に関してはその年の事情を考慮し変更可能とする。</u></p>	<p>(役員) 第 5 条 本会には次の役員を置く。</p>	<p>(変更) (追加)</p>
<p>(本部役員会の任務) 第 6 条 <u>本部役員会</u>は、次の任務を行なう。</p>	<p>(役員会の任務) 第 6 条 役員会は次の任務を行なう。</p>	<p>(変更)</p>
<p>(本部役員会の任務) 第 7 条 本部役員は次の任務を行なう。 (1) <u>専門部</u> 専門部には、本部役員以外の育友会会員より専門部員を置く事ができる。</p>	<p>(役員会の任務) 第 7 条 本部役員は次の任務を行なう。 (1) 学級委員 各学級若干名</p>	<p>(変更)</p>
<p>(任期) 第 8 条 <u>本部役員</u>の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。</p>	<p>(任期) 第 8 条 役員の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。</p>	<p>(変更)</p>
<p>(本部役員会の開催) 第 11 条 <u>本部役員会</u>は、随時招集し、次の任務を行なう。</p>	<p>(役員会の開催) 第 11 条 役員会は、随時招集し、次の任務を行なう。</p>	<p>(変更)</p>
<p>(運営委員会) 第 12 条 運営委員会は、<u>本部役員会</u>と各専門部の部長、副部長で構成する。</p>	<p>(運営委員会) 第 12 条 運営委員会は、役員会と各部会の部長、副部長と選考委員会の委員長、副委員長で構成する。</p>	<p>(変更)</p>
<p>(運営委員会の開催) 第 13 条 運営委員会は<u>本部役員会</u>が必要と認めたとき開催する。</p>	<p>(運営委員会の開催) 第 13 条 運営委員会は役員会が必要と認めたとき開催する。</p>	<p>(変更)</p>

【第 6 号議案—2】

育友会細則改正について

育友会細則の「育友会事務局職員の雇用」について、事務局運営の透明性を保つために職員の雇用期間を最長 3 年までと定める改正を行ないます。

育友会細則改正案の新旧対照表

改正案	現会則	備考欄
<p>(育友会事務局職員の雇用) 第 5 条 <u>事務局職員の雇用にあたっては、…本会員以外を対象とし、その条件は本部役員会が協議・決定し、運営委員会に報告するものとする。また、事務局職員の雇用期間は最長 3 年までとする。但し、期限内に後任が見つからない場合は本部役員会において協議し、対応する。</u></p>	<p>(育友会事務職員の雇用) 第 5 条 事務職員の雇用にあたっては、本会員以外を対象とし、その条件は本部役員会が協議・決定し、運営委員会に報告するものとする。</p>	<p>(変更) (追加)</p>

【参考資料】

1. 兵庫県立三田祥雲館高等学校 育友会会則・・・(P.18-20)
2. 兵庫県立三田祥雲館高等学校 育友会細則(案)・・・(P.21)
3. 出張旅費等に関する規定…(P.22-23)
4. 本部役員等選考部規定・・・(P.24)
5. 兵庫県立三田祥雲館高等学校 教育振興会会則(案)・・・(P.25-27)
6. 兵庫県立三田祥雲館高等学校 教育活動支援基金規定・・・(P.28)
7. 文書保存期間基準に関する規定・・・(P. 29)
8. 兵庫県立三田祥雲館高等学校育友会の連携協力に関する協定書

兵庫県立三田祥雲館高等学校 育友会会則

第1章 名 称

(名 称)

第1条 本会は、兵庫県立三田祥雲館高等学校育友会（以下「本会」という）と称し、事務局を兵庫県立三田祥雲館高等学校（以下「本校」という）内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を深め、教養を高めて、本校教育の発展に協力することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本校教育活動の理解と協力
- (2) 会員相互の親睦と研修
- (3) 生徒会活動への理解と協力
- (4) その他本会の目的達成のため必要と認めた事業

第3章 組織および役員

(会 員)

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者とする。

(本部役員)

第5条 本会には、次の本部役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 会 計 2名
- (4) 書 記 2名
- (5) 顧 問 若干名
- (6) 会計監査 2名

但し、人数に関してはその年の事情を考慮し変更可能とする。

(本部役員の仕事)

第6条 本部役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会及び本部役員会、運営委員会、合同委員会を招集し主宰する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の一切の会計事務を処理する。
- (4) 書記は、会議の議事録等の作成・保管及び通信その他の書類を保管する。
- (5) 顧問は、会長の諮問に応じて会務に参加する。
- (6) 会計監査は、会計事務の監査を行う。回数は年2回以上とする。

(部 員)

第7条 本会には、専門部を置くことが出来る。

- (1) 専門部 専門部には、本部役員以外の育友会会員より専門部員を置くことが出来る。

(本部役員・部員の選出)

第8条 本部役員又は専門部員の選出は、専門部が選考を行い、本部役員会で決定し総会の承認を得る。

(任期)

第9条 本部役員・専門部員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

第9条の2 補充役員の任期は、前任者の残りの期間とする。

第4章 会 議

(総会)

第10条 総会は、本会最高の議決機関である。定期総会は毎年春季に開き、臨時総会は本部役員会が必要と決めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開く。

第10条の2 本部役員会において、災害、感染症の流行等やむを得ない理由により対面での総会を開くことができないと判断された場合は、次のとおり行うことができる。

- (1) 書面またはオンライン表決により総会の開催に代えること。
- (2) 書面またはオンライン表決は、書面またはオンライン提出者の過半数の賛成で決定する。

(総会の任務)

第11条 総会は、次の事項について決定及び承認を行う。

- (1) 会則の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算、決算
- (3) 本部役員の承認
- (4) その他運営に必要な事項

(本部役員会)

第12条 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計によって構成する。

(本部役員会の開催)

第13条 本部役員会は、随時招集し、次の任務を行う。

- (1) 事業の計画立案ならびに会務の運営について審議し、その執行を推進する。
- (2) 総会に付議する事項の審議ならびに総会の議決を要しない事項と緊急を要する事項の処理をする。

(部会)

第14条 各部会は、各専門部の部長・副部長および部員で構成し、それぞれの事業の企画、運営にあたる。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、本部役員会と、各専門部の部長、副部長で構成する。

(運営委員会の開催)

第16条 運営委員会は、本部役員会が必要と認めたとき開催する。

第16条の2 運営委員会の開催は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、公開とし、会員はいずれも傍聴可能とし、資料や会議録は公開するものとする。
- (2) 議事のうち、出席者の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(合同委員会)

第17条 合同委員会は、本部役員会と全専門部員で構成する。

(合同委員会の開催)

第18条 合同委員会は、本部役員会が必要と認めたとき開催する。

(議決)

第19条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数のときは議長の任にあたる者の決するところによる。

(その他)

第19条の2 その他会議については、総会を除き災害、感染症の流行等やむを得ない理由により対面方式の会議を実施することが困難な場合は、通信技術を活用した会議を行うことができる。

第5章 会 計

(会 計)

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。

- (1) 会費は、保護者を単位として、所定の方法により納付するものとする。その額は総会において決定する。
- (2) 臨時会費は、総会の承認を経て臨時に徴収することができる。
- (3) 会費は、事情によって減免することができる。
- (4) 本会の資産は、第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第22条 会計監査は、会計の監査を行い、総会に報告する。

第6章 改 正

(会則の改正)

第23条 この会則は、総会において、出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

《 附 則 》

2002年7月12日	施行
2003年5月16日	一部改正
2004年3月22日	一部改正
2007年3月9日	一部改正
2017年5月12日	一部改正
2021年1月27日	一部改正
2023年11月10日	一部改正

兵庫県立三田祥雲館高等学校 育友会細則

(入会又は退会等)

第1条 入会又は退会等は、次のとおりとする。

- (1) 生徒が本校に入学・転入学したとき、保護者は本会の会員となることができる。
- (2) 卒業又は転退学により、生徒が本校に在籍しなくなったとき、退会とする。
- (3) 年度の途中で退会したときは、すでに納入した会費の払い戻しは、月割りにより払い戻しを行う。

(慶弔規定)

第2条 慶弔規定は、次のとおりとする。

- (1) 会員及び生徒死亡のときは、弔慰金 10,000 円と供花又は檀をおくる。
- (2) その他、会長が必要と認めたときは、慶弔の意を表すことができる。この場合は運営委員会に報告する。
- (3) 前2項に定める事項の金額については、本部役員会が協議・会長が決定し、運営委員会に報告するものとする。

(旅 費)

第3条 会員が会務のため出張する場合の旅費等は、「出張旅費等に関する規定」に準じて支給する。

(育友会本部役員等選考部)

第4条 本部役員等選考部の組織・運営等は、「本部役員等選考部規定」に準じる。

(育友会事務局職員の雇用)

第5条 事務局職員の雇用にあたっては本会員以外を対象とし、その条件等は本部役員会が協議・決定し、運営委員会に報告するものとする。また、事務局職員の雇用期間は最長3年までとする。但し、期限以内に後任が見つからない場合は本部役員会において協議し、対応する。

(改 正)

第6条 本細則は運営委員会において、出席者の過半数の承認を以って改正することができる。

(役員兼任)

第7条 本会本部役員は教育振興会の役員を兼務する。

(その他)

第8条 専門部が設置されず、運営委員会が開催されない年度については、本部役員会で協議し執行するものとする。

《 附 則 》

2002年7月12日	施 行
2003年4月16日	一部改正
2008年1月30日	一部改正
2008年5月16日	一部改正
2010年3月4日	一部改正
2021年1月27日	一部改正
2024年3月6日	一部改正
2024年5月15日	一部改正

出張旅費等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は育友会員の出張に係る旅費、宿泊費及び参加費（含資料代）及び日当等の支給に関して必要な事項を定めるものである。但し、主催団体等により旅費等が別途支給される場合、及び参加費等が発生しない場合はこれに含まない。

(支給対象)

第2条 本部役員会において育友会活動の推進に必要であると認めた場合に、第3条（基準）により旅費、参加費（含資料代）の全額、日当等として一定額及び泊をとともなう場合は宿泊費（一部）を支給する。但し、会員の自己啓発等を目的とする自主的な参加についてはこれに含まない。

(支給基準)

第3条 支給基準は、次のとおりとする。

(1) 旅費

算定については、兵庫県職員旅費規定を基準とする。育友会員の出張については、公共交通機関を利用することを原則とし、やむをえず自家用車を利用した場合の事故等について本会は一切の責任を負わないものとする。

① 公共交通機関利用の場合

出張する会員が最寄の駅から目的地までの必要額を算出し、事前もしくは事後に「旅費等請求書」または WEB により申請し支給を受ける。但し、事前に支給を受けた後に旅費の変更等が生じた場合は速やかに精算を行なう。

② 自家用車利用の場合

出張する会員が、自宅から目的地までの走行距離により、37円 / 1kmとして算出し、事後に「旅費等請求書」または WEB により申請し支給を受ける。又、高速道路等利用の場合の通行料等については明細等を添付する。

(2) 宿泊費

会員の出張にともない宿泊が必要と認められる場合については、一泊につき11,800円を上限として宿泊費（一部）を支給する。出張する会員が必要額を算出し、事前もしくは事後に「旅費等請求書」または WEB により申請し支給を受ける。領収書について、事前に支給を受けた場合は出張後に提出、事後の場合は請求書に添付する。但し、事前に支給を受けた後に宿泊費の変更等が生じた場合は速やかに精算を行なう。

(3) 参加費（資料代含む）

出張にともない参加費（含資料代）が必要な場合は、出張する会員が事前もしくは事後に「旅費等請求書」または WEB により申請し支給を受ける。領収書について、事前に支給を受けた場合は出張後に提出、事後の場合は請求書に添付する。但し、事前に支給を受けた後に変更が生じた場合は速やかに精算を行なう。

(4) 日当等

本部役員会が認めた会に会員が出張として参加する場合は、1日当たり日当として三田市内 500 円、丹有地区 1,000 円、その他の地域 2,000 円を支給する。但し、交流会等において会費が発生した場合には、その半額を補助する。会員は事前もしくは事後に「旅費等請求書」または WEB により申請し支給を受ける。支給を受けた後に変更が生じた場合は速やかに採算を行う。

(5) その他

本部役員会は出張する会員からの相談があった場合、協議し支出決定する。

(その他)

第4条 その他手続きは、次のとおりとする。

- (1) 出張後、所定の用紙または WEB に必要事項の提出により報告とする。
- (2) 申請の受理、確認及び支給、精算等の支給に係る事務全般については、会計が行なう。

《 附 則 》

2008年	2月20日	運営委員会において改正
2010年	3月4日	運営委員会において改正
2017年	11月8日	運営委員会において改正
2024年	3月6日	運営委員会において改正

本部役員等選考部規定

(任務)

第1条 本部役員等選考部は、次年度本部役員・専門部の選考に携わる。

(組織)

第2条 役員等選考部は、次のとおり組織する。

- (1) 選考部長、選考副部長を置く。

(運営)

第3条 本部役員会、運営委員会に適宜報告しながら、円滑な選出を行うことにより、育友会活動の活性化につながる運営に配慮する。

(任期)

第4条 選考部員の任期は、次年度総会における本部役員の承認及び専門部員の報告が完了するまでとする。

(役員等の選考)

第5条 本部役員等の選考にあたっては、次の要領により選考を完了し、本部役員会・運営委員会に報告する。

- (1) 本部役員 育友会会員からの立候補及び推薦を募り、選考を完了させ本部役員会・運営委員会に報告する。
- (2) 専門部員
 - ① 育友会会員からの立候補を募る。
 - ② 候補者に結果を通知し選考を完了させ、本部役員会・運営委員会に報告する。なお、通知の際、候補者との対応において何らかの判断が必要な場合は、選考部会において協議・決定する。

(その他)

第6条 部会の運営に関わる諸経費は、現年度「専門部」予算により執行するものとする。

《 附 則 》

2004年10月29日	運営委員会において改正
2007年3月13日	運営委員会において改正
2008年12月11日	運営委員会において改正
2010年12月11日	運営委員会において改正
2012年3月7日	運営委員会において改正
2016年4月13日	運営委員会において改正
2021年1月27日	臨時総会において改正
2024年3月6日	運営委員会において改正

兵庫県立三田祥雲館高等学校 教育振興会会則

第1章 名 称

(名 称)

第1条 本会は、兵庫県立三田祥雲館高等学校教育振興会（以下「本会」という）とし、事務局を兵庫県立三田祥雲館高等学校（以下「本校」という）内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第2条 本会は、本校の教育活動を援助し、その活動を円滑に進めることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本校の教育目的達成のための援助を行う。
- (2) 本校生徒の部活動等の援助を行う。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な援助を行う。

第3章 組織および役員

(会 員)

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者とする。

(役 員)

第5条 本会には、次の本部役員を置く。（但し、育友会を兼務する）

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 3名 |
| (3) 会 計 | 2名 |
| (4) 書 記 | 2名 |
| (5) 顧 問 | 若干名 |
| (6) 会計監査 | 2名 |

但し、人数に関してはその年の事情を考慮し変更可能とする。

(本部役員会の任務)

第6条 本部役員会は、次の任務を行う。

- (1) 総会に付議する議案の整備
- (2) 事業の推進と予算の執行
- (3) その他運営上必要な事項

(役員会の任務)

第7条 本部役員は、次の任務を行う。

- (1) 会長は会を代表して会務を統括し、総会及び本部役員会、運営委員会を招集し主宰する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は本会の一切の会計事務を処理する。
- (4) 書記は会議の議事録等の作成・保管及び通信その他の種類を保管する。
- (5) 顧問は会長の諮問に応じて会務に参加する。
- (6) 会計監査は会計事務の監査を行う。回数は年2回以上とする。

(任 期)

第8条 本部役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 会 議

(総 会)

第9条 総会は、本会最高の議決機関である。定期総会は毎年育友会総会と同一日に開催し、臨時総会は本部役員会が必要と決めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開く。

(総会の任務)

第10条 総会は、次の事項について決定及び承認を行う。

- (1) 会則の制定又は改廃
- (2) 事業の計画、予算及び決算
- (3) その他運営に必要な事項

(本部役員会の開催)

第11条 本部役員会は、随時招集し、次の任務を行う。

- (1) 事業の計画立案並びに会務の運営を審議し、その執行を推進する。
- (2) 総会に付議する事項の審査並びに総会の議決を要しない事項と緊急を要する事項の処理をする。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、本部役員会と各専門部の部長、副部長で構成する。

(運営委員会の開催)

第13条 運営委員会は、本部役員会が必要と認めたとき開催する。

(議 決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、賛否同数の時は議長の任に当たる者の決するところによる。

第5章 会 計

(会 計)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、保護者を単位として、所定の方法により納付するものとする。その額は総会において決定する。
- 3 臨時会費は、総会の承認を経て臨時に徴収することができる。
- 4 会費は、事情によって減免することができる。
- 5 本会の資産は、第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第17条 会計監査は、会計の監査を行い、総会に報告する。

第6章 諸 規 定

第18条 その他諸規定については、育友会諸規定に準じる。

第7章 改 正

(会則の改正)

第19条 この会則は、総会において、出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

《付 則》

2008年 5月16日	施 行
2021年 1月27日	臨時総会において改正
2024年 5月15日	総会において改正

兵庫県立三田祥雲館高等学校 教育活動支援基金規定

(名称)

第1条 教育活動支援基金とする。

(目的)

第2条 本校生徒の活動や教育環境の充実を目的とする。

(支給対象)

第3条 生徒会活動や学校の維持管理等で通常の経費で賄うことができない事案とし、次のとおりとする。

- (1) 校内で募ったボランティア活動に参加するための費用の一部支援
- (2) 部活動において生徒会が応援団を結成した場合、それにかかる費用の一部支援
- (3) 学校に喫緊に必要な教育活動のための施設管理・環境整備のための備品や装置等の購入
- (4) その他、育友会が活動に資して判断した時

(支給基準)

第4条 基準は、次のとおりとする。

- (1) 生徒会活動に助成する場合は、1事案につき一人5千円を限度とし最大50万円とする。
- (2) 学校に対し備品や装置等を購入する場合は、金額は本部役員会により決定する。

(その他)

第5条 本部役員会は生徒会及び学校からの相談があった場合は協議し決定する。但し、決定した事案は、運営委員会に報告する。

- 2 災害、感染症の流行等やむを得ない理由により育友会活動が実施できなかった場合の育友会費の一部を、教育活動支援基金として積み立てることが出来るとする。
- 3 その他、寄付金等をもって収入とする。

付 則

規定は、公布日から施行とする。

文書保存期間基準に関する規定

(目的)

第1条 文書の保存期間基準を定め、もって文書の整理、保存の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(保存期間)

第2条 文書を作成し、又は取得した場合は、次に掲げる文書の区分に従い、当該文書について保存期間の満了する日を設定するとともに、当該文書を当該保存期間の満了する日までの間保存することとする。

第1類	永久
第2類	5年
第3類	3年
第4類	1年
第5類	事務処理上必要な1年未満の期間

(保存期間の起算)

第3条

- (1) 前条第1類から第4類までに属する文書の保存期間は、作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算する。ただし、これにより難しい場合は、作成又は取得した日以後の適切な日とする。
- (2) 前条第5類に属する文書の保存期間は、作成又は取得の日から起算する。ただし、これにより難しい場合は、作成又は取得の日以後の適切な日とする。

(保存期間の延長)

第4条 保存期間が満了した文書について、文書管理者は、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて保存期間を延長することができる。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長しようとするときも同様とする。

(保存文書の廃棄)

第5条

- (1) 保存期間が満了した文書は、当該文書の文書管理者が廃棄するものとする。
- (2) 文書管理者は文書を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由がある場合は、会長の承認を得て廃棄することができるものとする。この場合において、廃棄する文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成することとする。
- (3) 不開示情報が含まれている文書については、当該不開示情報が漏えいしないように廃棄するものとする。

兵庫県立三田祥雲館高等学校育友会の連携協力に関する協定書

兵庫県立三田祥雲館高等学校育友会の実施する活動の連携協力について、兵庫県立三田祥雲館高等学校育友会（以下「甲」という。）と兵庫県立三田祥雲館高等学校（以下「乙」という。）は、次の協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携のもと乙の教育振興に関し相互に協力し、乙の発展に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携協力する。

- (1) 学校教育環境や学校活動の教育振興に関すること
- (2) 育友会加入に際し育友会費、及び教育振興会費の徴収に関すること
- (3) P T A保険加入に関すること
- (4) 個人情報の提供に関すること
- (5) その他前条の目的のために必要な事項に関すること

（協定の期間）

第3条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期限までに甲または乙のいずれかが協定終了の意思表示をしないときは、期間満了の翌日からすでに1年間有効とし、その後の取り扱いも同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項またはこの協定の定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定書は、2通を作成し、両者が各1通を保有する。

令和4年 3 月 / 日

(甲) 兵庫県立三田祥雲館高等学校育友会

会 長 西 田 和 明

西田和明

(乙) 兵庫県立三田祥雲館高等学校

校 長 別 所 博 之

別所博之